

教職員の懲戒処分について

市立小学校養護教諭による文書改ざん事案が判明し、当事者及び管理監督者に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 小学校	養護教諭 (講師)	32歳	女	停職 1月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 小学校	校長	57歳	男	戒告

2 処分年月日

令和5年3月24日 (金)

3 事案概要

「学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿」の執務者の署名欄に、本来、学校医等が直筆で記入すべきところ、過去のを複写し、それを貼り付けて作成していたことが発覚したほか、保健日誌を長期間に渡って作成していないことが発覚した。また、被処分者(当事者)は、児童に係る健康診断の結果を誤認し誤った内容を保護者に伝えるとともに、さらに、健康診断の結果が記載された文書の一部を修正し誤認であることの発見を遅らせた。

4 再発防止の取組

公務員倫理の徹底及び千葉市立学校文書取扱規程に基づく適切な文書管理を行う旨を全千葉市立学校に通知する。加えて、教育職員課発行のコンプライアンス通信に公務員倫理についての記事を掲載するとともに、全校で校内研修を実施することで一人一人の意識改革を図る。